

## 報告第1号

### 事務事業の調整結果について

部会所掌分の事務事業の調整結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水  
供給事業体と県営水道の統合協議会  
会 長 熊 谷 俊 人

## 事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
2	事務分掌について	本項目は、各団体の組織における所掌事務を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、組織規程に事務分掌を規定しているが、統合後の組織体制及び組織規模に応じて統合までに調整する。		
3	補職名	本項目は、各団体の職の設置を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、職の設置に関する規程に補職名を規定しているが、統合後、両企業団職員は県の職員となるため、現行の県の補職名に統一し、「千葉県企業局職員の職の設置に関する規程」のとおりとする。		
5	会計年度任用職員の任用及び勤務条件	本項目は、各団体の会計年度任用職員に係る制度を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局及び南房総広域水道企業団においては、条例等に基づき、会計年度任用職員の任用を行っており、九十九里地域水道企業団においては、会計年度任用職員の制度を設けていない。 統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。		
6	臨時職員の任用及び勤務条件	本項目は、各団体の臨時的任用職員に係る制度を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局及び九十九里地域水道企業団においては、規則等に基づき、臨時的任用職員の任用を行っており、南房総広域水道企業団においては、臨時的任用職員の制度を設けていない。 統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。		
20	労働条件・給与に関する協議	本項目は、各団体における、労働組合との団体交渉の実施状況等を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局及び九十九里地域水道企業団においては、地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき、労働時間、休日及び休暇等の労働条件や給与等に関する事項について、労働組合との団体交渉を行っており、南房総広域水道企業団においては、労働組合がないため、団体交渉は行われていない。		

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			組合交渉等の具体的な実施方法については、統合後に協議する。		
21	時間外労働（36協定）	本項目は、各団体における職場代表者との時間外労働・休日労働に関する協定の締結内容について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、労働基準法に基づき、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結している。 36協定については、統合後、速やかに、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との間で協定を締結し、所轄労働基準監督署へ届け出る必要があるため、統合までに締結の相手方や協定の内容について、組織体制等を踏まえ、調整する。		
29	文書管理（整理・保管・保存・情報公開など）	本項目は、各団体の文書管理事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<b>（令和8年度以降に作成する文書）</b> ・各団体とも、行政文書規程等に基づき文書管理を行っており、文書分類や保存期間等に相違があるが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、「千葉県企業局行政文書規程」及び「千葉県企業局行政文書の管理に関する規程」に基づき文書管理を行う。 <b>（令和7年度以前に両企業団で作成され、企業局に引き継がれる文書）</b> <b>○文書の引継ぎ・整理・保管</b> ・適切な承継、紛失防止及び以降の適正な文書管理を行うため、両企業団は、企業局に引き継ぐ簿冊を記載した台帳を作成し、現物の確認を行った上で引き継ぐ。また、県は作成された台帳により「総合文書管理システム」へ		

## 事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>登録する。なお、今後作成する文書については、統合時にスムーズに移行できるよう、両企業団において、企業局に倣った文書管理を行う。</p> <p><b>○文書の保存期間等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合前に作成された文書の文書分類及び保存期間については、現行のとおり引き継ぐこととする。</li> </ul> <p>引き継いだ簿冊の保存期間は企業局に統一することとし、期間満了となった簿冊については、速やかに保存期間の延長又は文書館への移管・廃棄の措置をとることができるよう、千葉県企業局行政文書の管理に関する規程に経過措置を設ける。なお、保存期間のうち「永年」については、「三十年」と読み替える。</p> <p><b>○情報公開に係る対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開に係る県民の利便性確保のため、企業局文書主務課において、簿冊台帳を備え付けることとする。</li> </ul>		

## 事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
37	無線電話維持管理事務	本項目は、各団体の無線電話（防災行政無線等）の設置状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、企業局用水供給事業として、緊急時の内外の連絡体制に支障が生じないように、現在、両企業団が保有する防災行政無線等の連絡手段について、企業局が管理を引き継ぎ、有効に活用できるように検討するものとする。		
41	資産の保険事務	本項目は、各団体の資産に関する保険の加入状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団においては、現在、火災や自然災害などによって建物や構築物が損害を受けた際の保険として、一般財団法人全国自治協会の提供する建物共済保険に加入している。 統合後において、両企業団は県の組織となり、現行の保険加入要件から外れるため、企業局水道事業と同様に、企業局用水供給事業として公益財団法人都道府県センターが提供する建物共済保険に加入するものとする。		
44	水道用水供給事業会計の予算編成	本項目は、各団体の予算編成の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、組織形態、議会の開催時期等の違いにより、事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は県の組織となることから、企業局の事務処理方法等に統一するものとする。 なお、統合初年度の用水供給事業に係る予算については、令和8年2月定例県議会に議案を上程することが見込まれるため、事務処理に遺漏がないよう、企業局と両企業団が協働して編成作業等にあたるものとする。		
45	水道用水供給事業会計の決算	本項目は、各団体の決算の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団においては、それぞれの事務局で決算書を調製し、それぞれの企業団議会において決算認定を受けているが、統合後においては、両企業団は企業局の組織となること、また、両企業団の事業は企業局用水供給事業として事業統合するこ		

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>とから、企業局用水供給事業として決算書を調製することとし、千葉県議会で決算認定を受けるものとする。</p> <p>なお、統合前年度の両企業団の決算については、解散の日をもって収支を打ち切り、それぞれの団体ごとの決算書を調製のうえ、企業局が千葉県議会で決算認定を受けることとする。</p>		
46	水道用水供給事業の消費税申告事務	本項目は、各団体の消費税申告事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>統合後は、両企業団の権利・義務を承継する企業局が、用水供給事業として、消費税申告事務を行う。</p> <p>また、統合までに、管轄税務署に統合に伴う手続き及び統合前年度分の申告手続等の確認を行うものとする。</p>		
47	出納及び収納取扱金融機関	本項目は、各団体の出納及び収納取扱金融機関について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>各団体において、出納取扱金融機関に相違がある。</p> <p>地方公営企業法においては、公営企業について複数の出納取扱金融機関を設置することは可能ではあるが、実際に出納事務を処理するうえでの便宜及び地方自治法において指定金融機関は一と限定されている趣旨を考慮し、出納取扱金融機関の設置は一とすべきである。</p> <p>また、収納取扱金融機関については、両企業団は、指定を行っていない。</p> <p>統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、企業局の取扱金融機関に統一するものとする。</p>		
52	積立金現在高	本項目は、各団体の積立金現在高について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団とも、積立金経理（減債積立金等）を行っている。</p> <p>令和4年度末現在、積立金残高はないが、統合前年度までに残高が発生する場合は、当該残高をそのまま企業局に引き継ぐものとする。</p>		

## 事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>なお、両企業団においては、積立金経理を議決による処分と しているところ、企業局においては、条例による処分として おり、事務処理に相違がある。</p> <p>しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織と なることから、統合後は企業局の事務処理に統一するものと し、条例による処分ができるよう、条例の整備を行う。</p>		
53	例月出納検査	本項目は、各団体の例月出納検査の事務処理 について確認し、統合後の取扱いについて整理 するもの。	<p>両企業団とも、それぞれ監査委員を選任の上、例月出納検査 を受検しているが、統合後において、両企業団は県の組織とな ること、また、両企業団の事業は企業局用水供給事業として 事業統合することから、統合後は、企業局用水供給事業として、 千葉県監査委員基準に基づき、県の監査委員による例月出納 検査を受検するものとする。</p> <p>なお、統合前年度3月分の両企業団の例月出納検査の取扱い については、統合までに調整する。</p>		
55	決算審査	本項目は、各団体の決算審査の事務処理につ いて確認し、統合後の取扱いについて整理する もの。	<p>両企業団とも、それぞれ監査委員を選任の上、調製した決算 書類について、監査委員が審査を行っているが、統合後におい て、両企業団は県の組織となること、また、両企業団の事業は 企業局用水供給事業として事業統合することから、統合後は、 企業局用水供給事業の決算として、千葉県監査委員基準に基づ き、県の監査委員による決算審査を行うものとする。</p> <p>なお、統合前年度の両企業団の決算については、企業局が県 の監査委員による決算審査を受けるものとする。</p>		

## 事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
57	支出負担金事務	本項目は、各団体の支出負担金事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、団体ごとの必要性に応じて、負担金を支出しており、事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となること、また、両企業団の事業は企業局用水供給事業として事業統合することから、負担金の継続、廃止、企業局に統一するなどの取扱いについて、統合時の予算編成において、整理するものとする。		
58	物品の購入等契約事務	本項目は、各団体の物品の購入等契約事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、それぞれ所管する財務規程等に基づき、事務を行っているが、入札及び契約に関する事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。 なお、両企業団は、入札及び契約行為について、事務処理方法を変更する必要があることから、統合までの適切な時期に現在の入札参加業者等の関係者に周知を図る。 また、長期継続契約等の統合年度をまたぐ契約については、両企業団において、個別に案件を精査し、統合後に企業局が適切に承継できるように相手方と調整するものとする。		
59	委託契約事務及び工事請負契約事務	本項目は、各団体の委託契約事務及び工事請負契約事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、それぞれ所管する財務規程等に基づき、事務を行っているが、入札及び契約に関する事務処理に相違がある。		

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。</p> <p>なお、両企業団は、入札及び契約行為について、事務処理方法を変更する必要があることから、統合までの適切な時期に現在の入札参加業者等の関係者に周知を図る。</p> <p>また、債務負担行為等の統合年度をまたぐ契約については、両企業団において、個別に案件を精査し、統合後に企業局が適切に承継できるように相手方と調整するものとする。</p>		
62	減免制度	本項目は、各団体の減免制度について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団とも、それぞれ所管する水道用水供給条例において、同内容の減免制度を設けている。</p> <p>当該制度は、国の示す標準給水条例案に設けられており、赤水発生時などの対応として必要があることから、新たに制定する水道用水供給条例においても、当該制度に係る規定を設けるものとする。</p> <p>また、統合後の運用に支障を来さないよう、減免の対象等の詳細を統合までに調整するものとする。</p>		
63	水道用水供給料金の調定・納入通知書の作成・送付	本項目は、各団体の水道用水供給料金の調定・納入通知書の作成・送付の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団とも、それぞれ所管する用水供給条例、財務規程等に基づき事務を実施しており、調定手続き自体に大きな相違はないが、料金徴収の時期については、県内の他事業体においては月次であるところ、九十九里地域水道企業団においては、基本料金のみ四半期次としており、相違がある。</p> <p>しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、月次の料金徴収に統一するものとする。</p>		

## 事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
92	取水、導水、送水管網図の調整管理	本項目は、各団体の取水、導水、送水管網図の調整管理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>管網図は、水道法において水道施設台帳の一部として整備、保管することが義務づけられており、各団体ともに調書及び図面で構成される水道施設台帳を整備し、適宜情報を更新しながら管理している。各団体の管路は独立しており、統合後も両企業団の既存の水道施設台帳を管理することで特段支障が生じないことから、現行の取扱いを維持することとする。</p> <p>水道施設台帳は国の通知により、災害時に備えて分散保管等の対策を行うこととされているため、統合後は新用水供給事業の浄水場等に水道施設台帳を分散保管することとする。</p>		
93	水道地図情報管理システム（マッピングシステム）	本項目は、各団体の水道地図情報管理システムの取扱いについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体ともに、水道地図情報管理システムを整備しており、機能等に相違があるものの、統合後も現行のシステムを使用することにより支障なく業務を遂行できることから、現行のシステムを継続使用することとする。		
110	水質検査業務及び水質事務	本項目は、両企業団の水質検査業務及び水質事務について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p><b>（水質検査及び水質事務）</b></p> <p>水道法に基づき水道事業者等は、定期及び臨時の検査を行うことが義務付けられており、両企業団ともに法令に定められた水質検査を適正に実施しているが、具体的な実施方法等に違いがあることから、当面の間は現行のとおり水質検査を実施するものとする。なお、統合後において新用水供給事業としての検査体制のあり方について検討していくものとする。</p> <p><b>（水質検査計画の策定・情報提供）</b></p> <p>水道法に基づき水道事業者等は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、需要者に情報提供を行うことが義務付けられており、両企業団ともに水質検査計画を策定し、ホーム</p>		

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>ページ等により需要者に情報提供していることから、統合までに両企業団の現行の計画を基に、新用水供給事業としての水質検査計画を策定し、情報提供を行うこととする。</p> <p>(水質検査結果の保存・情報提供)</p> <p>水道法に基づき水道事業者等は、水質検査結果を5年間保存し、毎年1回以上定期的に情報提供を行うことが義務付けられており、両企業団ともに臨時の検査を含めて水質検査結果を保存し、ホームページ等で需要者に情報提供を行っていることから、統合後も引き続き、新用水供給事業として適切に対応する。</p>		
112	<p>応急復旧用資機材の確保・管理</p>	<p>本項目は、両企業団の応急復旧用資機材の確保・管理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。</p>	<p>両企業団ともに災害や事故時に備え復旧用資機材を確保・保管しており、統合後も災害時等において、迅速な復旧に努めるため、現在備蓄している資機材は統合後も有効となるよう、新用水供給事業に引継ぎ管理していくこととする。なお、企業局においては、震災時における被害想定を行い、資機材の確保数を決めていることから、新用水供給事業においても統合後に速やかに整理していくこととする。</p>		